

京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興賞表彰規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第77号

京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興賞表彰規則

(表彰)

第1条 市長は、市民又は本市に縁故の深いもので、文化芸術の更なる振興及び発展に寄与すると認められるものに対し、表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、次の各号に掲げる賞の区分に応じた表彰状及び賞金を、それぞれ当該各号に掲げるものに授与して行う。

(1) 京都市芸術新人賞 文化芸術の分野における功績がある新人で、将来において更なる功績を挙げることが期待されるもの

(2) 京都市芸術振興賞 文化芸術の創造に係る活動を行うものの育成及び支援に功績があったもの

3 第1項の表彰は、毎年1回行うものとする。

(被表彰者の選考)

第2条 京都市芸術新人賞の表彰は毎年5件以内、京都市芸術振興賞の表彰は毎年3件以内とする。

2 市長は、京都市芸術新人賞及び京都市芸術振興賞の被表彰者を選考しようとするときは、あらかじめ、京都市芸術新人賞・京都市芸術振興賞選考委員会の意見を聴くものとする。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局文化芸術担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)